別表十二(四)　平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

事業場の名称	1		
特定施設の名称	2		
当期準備金積立額	3	円	
積立限度額の計算：当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額	4		
積立限度額 (4)×100又は80/100	5		
積立限度超過額 (3)－(5)	6		

翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額		7	円
	当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8	
		同上以外の場合による益金算入額	9	
		計 (8)＋(9)	10	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(6)		11	
	期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7)－(10)＋(11)		12	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金		13	
	差引 (13)－(12)		14	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (10)－((3)－((13)－前期の(13)))	15	
		当期に生じた差額の合計額 (6)＋(15)	16	
	前期分以前	前期末における差額 (前期の(14))	17	

法　0301－1204

別表十二（四）の記載の仕方

1　この明細書は、青色申告法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第２条第２項《定義》に規定する採掘権者若しくは租鉱権者（以下「採掘権者等」といいます。）であるものが、措置法第55条の５《金属鉱業等鉱害防止準備金》若しくは平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第55条の５《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが措置法第68条の44《金属鉱業等鉱害防止準備金》若しくは平成28年旧措置法第68条の44《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2　「積　立　限　度　額　$(4)\times\frac{100又は80}{100}$　５　」は、平成28年４月１日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあっては「100又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあっては「又は80」を消します。

3　「期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額７」には、当期首現在の税務計算上の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を記載します。